

# 報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs  
and Communications

令和8年2月13日

## 宮崎県宮崎市「宿泊税」の新設

宮崎県宮崎市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される宮崎市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮崎県宮崎市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	宮崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	観光地としての魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実、観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進、その他の観光振興施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき 200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約5.6億円
課税免除等	なし
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 9月18日 宮崎市議会にて条例案可決
- ・令和7年 9月19日 総務大臣協議
- ・令和8年 2月13日 総務大臣同意
- ・令和8年 7月 1日 条例施行（予定）

### 連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。